

# 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」 に関する施策とりまとめ

|  |    |   |    |
|--|----|---|----|
| 1 汚染状況調査                                       | 1  | (11) 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する<br>施策         | 14 |
| 2 除染   | 2  | (12) 避難指示区域等から避難している被災者への支援                 | 14 |
| 3 被災者への支援                                      |    | (13) 放射線による健康への影響調査、医療の提供等                  | 16 |
| (1) 医療の確保                                      | 3  | (14) その他                                    | 18 |
| (2) 子どもの就学等の援助・学習等の支援                          | 4  | 4 その他の支援                                    |    |
| (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保                      | 6  | (1) 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調<br>査研究等及び成果の普及 | 20 |
| (4) 放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地<br>域における取組の支援      | 8  | (2) 放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の<br>養成          | 21 |
| (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持                        | 9  | (3) 国際的な連携協力                                | 22 |
| (6) 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援                   | 10 | (4) 国民の理解                                   | 23 |
| (7) 移動の支援                                      | 11 |   |    |
| (8) 住宅の確保                                      | 11 |   |    |
| (9) 就業の支援                                      | 12 |   |    |
| (10) 地方公共団体による役務の提供を円滑に受けること<br>ができるようにするための施策 | 13 |   |    |

※「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」において、「被災者生活支援等施策に関する詳細は、関係省庁の施策を取りまとめ、別途公表する。」としていることを受け、基本方針に盛り込まれた施策その他の被災者支援に関する施策について、支援の内容ごとに分類した上で取りまとめ、公表するもの。

1 汚染状況調査

| 番号 | 施策名                  | 施策概要  | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）  | 担当省庁                                 |
|----|----------------------|---|---|--------------------------------------|
| 1  | 放射線モニタリング            | 「総合モニタリング計画」に沿って、モニタリングポスト等による空間線量の測定や土壌に含まれる核種ごとの放射性物質の分析等を実施  | 福島県及び近隣県等   | 原子力規制庁<br>関係省庁                       |
| 2  | 環境中の放射性物質の動態解明のための研究 | <p>環境中の放射性物質の動態解明のため、以下の研究を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低線量放射線影響や放射線の環境影響について、放射線による長期被ばくの影響の機構を解明するための研究を実施</li> <li>・汚染地域の農地から放出される放射性セシウム動態予測技術を開発</li> <li>・ため池等に含まれる放射性物質の実態把握のため、放射線モニタリング、分析等を実施</li> <li>・森林内の放射性物質による汚染実態等を把握するため、樹冠部から土壌中まで階層ごとの放射性物質の分布状況等の調査を実施</li> <li>・被災地の沿岸・沖合水域等において、水生生物中の放射性物質の挙動とその要因の解明に関する調査研究を実施</li> <li>・環境中の多媒体（大気・水・土壌・生物・生態系等）での放射性物質等の実態把握・動態解明の研究等を実施</li> </ul> | <p>福島県</p> <p>福島県</p> <p>福島県</p> <p>福島県</p> <p>福島県を中心とした水域</p> <p>福島県</p> | <p>文部科学省</p> <p>農林水産省</p> <p>環境省</p> |
| 3  | 中長期放射線量率予測           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機モニタリングや走行サーベイ、リアルタイム線量測定システム等による空間線量率の実測値を基に中長期の放射線影響評価を実施し公表</li> <li>・除染特別地域における除染結果等に関するデータ提供を実施</li> </ul>   | <p>未定</p> <p>国が除染を行う除染特別地域</p>  | <p>原子力規制庁</p> <p>環境省</p>             |

## 2 除染

| 番号 | 施策名                   | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）   | 担当省庁                    |
|----|-----------------------|--|--|-------------------------|
| 1  | 放射性物質に汚染された土壌等の除染の実施  | 放射性物質汚染対処特措法に基づき、除染実施計画を策定して順次除染を実施  | 国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を進める除染実施区域  | 環境省                     |
| 2  | 住居等の生活環境における優先的な除染の実施 | 子どもが安心して生活できる環境を取り戻すため、学校、公園など子どもの生活環境を優先的に除染するよう配慮  | 国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を進める除染実施区域  | 環境省                     |
| 3  | 除染技術の開発及び新技術の評価・活用促進  | <p>除染技術について、以下の開発等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高濃度汚染地域における農地土壌除染技術体系の構築・実証、高濃度汚染農地土壌の現場における処分技術の開発を実施</li> <li>・森林施業等を活用した放射性物質の拡散抑制技術を検証・開発し、各地域で効果的に導入していくために必要なデータの蓄積を図るとともに、地域の除染等に向けた取組を実質的に推進</li> <li>・除染作業への新技術導入促進を図るため、今後の除染作業に活用しうる有望な除染等技術の実証事業を実施するとともに、除染技術の登録・評価等を迅速に行う「除染技術探索サイト」を運営</li> </ul> | <p>福島県及び近隣県等</p> <p>福島県及び近隣県等</p> <p>国が除染を行う除染特別地域及び市町村が除染を進める除染実施区域</p> | <p>農林水産省</p> <p>環境省</p> |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (1) 医療の確保

| 番号 | 施策名                                  | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域）  | 担当省庁  |
|----|--------------------------------------|--|---|-------|
| 1  | 地域医療再生基金                             | 被災地における医療施設の復旧・復興や医療従事者の確保等の取組を支援                              | 岩手県、宮城県、福島県及び全都道府県<br>※予算年度により異なる。  | 厚生労働省 |
| 2  | 地域医療支援センター                           | 地域の医師不足病院の医師確保の支援等を行うため、都道府県に設置される地域医療支援センターを支援                | 被災3県・27道府県<br>岩手県、宮城県、福島県のほか、北海道、青森県、茨城県、埼玉県、千葉県、石川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、岡山県、愛媛県、徳島県、高知県、大分県、宮崎県、長崎県（計29道府県）において設置済。群馬県において平成25年10月設置予定。 | 厚生労働省 |
| 3  | 健康診査や健康相談の機会を通じた生活習慣病対策              | 健康診査及び健康診断の実施補助、避難指示区域住民への特定健康診査費用免除に要する費用の補助等を実施              | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域  | 厚生労働省 |
| 4  | 介護基盤緊急整備等臨時特例基金                      | 福島県による他地域の潜在保健師等の活用による医療人材確保や保健師等による健康支援活動を支援                  | 岩手県、宮城県、福島県   | 厚生労働省 |
| 5  | (独)福祉医療機構 東日本大震災に係る「災害復旧資金等」(医療貸付事業) | 被災した医療施設等の災害復旧に係る建築資金、機械購入資金及び長期運転資金の貸付等を実施                    | 特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村）及び特定被災区域で被災した幼児児童生徒を受け入れる都道府県、市区町村  | 厚生労働省 |
| 6  | がん検診の受診率向上の推進                        | がん検診について、受診率向上を図る事業を行う市町村・都道府県への支援、企業での理解を促進するとともに連携・調整する事業を実施 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域  | 厚生労働省 |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (2) 子どもの就学等の援助・学習等の支援

| 番号 | 施策名                            | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）   | 担当省庁             |
|----|--------------------------------|--|--|------------------|
| 1  | 被災した幼児児童生徒への就学等支援              | 震災により経済的理由から就学等が困難となった子どもに対し、学用品費等の支給等を実施                    | 特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村）及び特定被災区域で被災した幼児児童生徒を受け入れる都道府県、市区町村 | 文部科学省            |
| 2  | 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業       | 学校・公民館等を活用して被災した子どもたちの放課後等における学習・交流活動の支援や地域住民の学習・交流活動を支援     | 福島県、岩手県、宮城県等被災地域及び被災者の受け入れ地域であって、特に地域コミュニティの再生が必要な地域   | 文部科学省            |
| 3  | ふくしまっ子体験活動応援事業（福島県県民健康管理基金）    | 明るく元気な「ふくしま」の復元のため、移動教室体験活動応援補助事業、自然の家体験活動応援事業、体験活動応援補助事業を実施 | 福島県  | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 4  | 復興教育支援事業                       | 被災地の復興を支え、今後の学校教育の新しいモデルとなる先進的な教育活動を展開する団体の取組を支援             | 岩手県、宮城県、福島県  | 文部科学省            |
| 5  | 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業    | 福島県内の子どもを対象として、学校や社会教育団体等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援（詳細検討中） | 福島県  | 文部科学省            |
| 6  | 学校施設環境改善交付金                    | 児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保するための公立学校施設の改築・補強等に要する費用を補助             | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域   | 文部科学省            |
| 7  | 公立学校施設整備費負担金                   | 児童生徒などの学習・生活の場の安全性を確保するための公立学校施設の新増築に要する費用を補助                | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域   | 文部科学省            |
| 8  | 被災した児童生徒に対する学習支援のための教職員定数の加配措置 | 被災した公立学校の児童生徒に対するきめ細かな学習支援等のため、教職員定数を特別に追加配置                 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域   | 文部科学省            |

|    |                           |   |  |       |
|----|---------------------------|---|--|-------|
| 9  | 被災地におけるスクールバス・ボートの購入経費の補助 | 被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和のため、自治体のスクールバス・ボートの購入経費を補助 | 特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村） | 文部科学省 |
| 10 | 高等学校等奨学金事業（高等学校等奨学金事業交付金） | 都道府県が実施する高校生への奨学金貸与事業を支援                              | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                                       | 文部科学省 |
| 11 | 国立・私立大学等の授業料減免等           | 被災した学生を対象とする授業料減免事業を実施する大学等を支援                        | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                                       | 文部科学省 |
| 12 | （独）日本学生支援機構 大学等奨学金事業の充実   | 被災した世帯の学生等が経済的理由により修学を断念することのないよう奨学金を貸与               | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                                       | 文部科学省 |
| 13 | 私立高等学校等の授業料減免等            | 私立高校等が実施する授業料減免措置に都道府県が支援する場合にその一部を補助                 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                                       | 文部科学省 |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保

| 番号 | 施策名   | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域）                         | 担当省庁             |
|----|---|--|--|------------------|
| 1  | 食品中の放射性物質の検査計画に係るガイドラインの策定及び検査結果の公表         | 地方自治体が策定する食品中の放射性物質の検査計画に係るガイドラインを定めるとともに、地方自治体を実施した検査結果を取りまとめて公表                      | —  | 厚生労働省            |
| 2  | 学校給食の安心・安全の確保(学校給食安心対策事業)                   | 学校給食のより一層の安心を確保するため、学校給食一食全体の提供後の検査等を実施  | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県及び長野県 | 文部科学省            |
| 3  | 給食用食材の放射性物質検査機器の補助等（安心子ども基金）                | 児童福祉施設等での給食用食材の放射性物質検査機器の整備費用・モニタリング調査費用の補助  | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                         | 厚生労働省            |
| 4  | 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション                   | 食品中の放射性物質に関する消費者の理解促進のため、関係府省庁及び地方自治体と連携した大規模な意見交換会等や、専門家（コミュニケーター）の養成研修を実施            | —  | 消費者庁             |
| 5  | 農林水産物、食品等の安全・安心の復元(福島県原子力被害応急対策基金)          | 福島県における食品放射性物質検査体制の強化や学校給食検査体制整備事業を支援  | 福島県  | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 6  | 食品中の放射性物質に係る「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の決定 | 食品の出荷制限等の要否を適正に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方に関する基本的考え方を提示し、必要に応じ見直しを実施 | —  | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 7  | (独)国民生活センターによる放射性物質検査機器の貸与                  | 地方自治体における食品等の放射性物質検査体制整備の支援のため、自治体に対する検査機器貸与やサポートを実施                                   | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                         | 消費者庁             |
| 8  | 被災4県の地方消費者行政活性化基金への積み増し                     | 4県における食品放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等を支援   | 岩手県、宮城県、福島県、茨城県                              | 消費者庁             |
| 9  | 食品中の放射性物質に係る検査機器の導入支援（保健衛生施設等設備整備費補助金）      | 都道府県等が設置する食品衛生検査施設への検査機器整備を支援  | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                         | 厚生労働省            |

|    |   |   |  |       |
|----|---|---|--|-------|
| 10 | 食品中の放射性物質に係る流通段階の買上調査（食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進経費） | 流通段階での食品買上調査を行い、都道府県等の食品中の放射性物質検査の効果の検証や検査計画に関し助言     | 福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の17都県及び近隣道県  | 厚生労働省 |
| 11 | 食品の放射性物質汚染状況調査及び食品摂取量調査（食品放射性物質安全性検証費）              | 平成24年4月に設定した食品中の放射性物質の基準値について、食品の汚染状況や摂取状況を調査して継続的に検証 | 全国15地点（北海道、岩手県、宮城県、福島県（浜通り、中通り、会津）、茨城県、栃木県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、大阪府、高知県、長崎県）   | 厚生労働省 |
| 12 | 農畜産物等の放射性物質濃度の検査機器整備等支援                             | 安全な食品の安定供給のため、放射性物質濃度検査機器の整備費用を補助                     | 福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の17都県及びこれらの都県内の市町村、農業者団体等                                      | 農林水産省 |
| 13 | 特用林産物安全供給推進事業                                       | きのこの原木等の放射性物質の調査、安全な供給のための汚染低減技術の検証・普及事業を支援           | 放射性物質の影響を受けている地域   | 農林水産省 |
| 14 | 水産物の放射性物質のモニタリング（放射性物質影響調査推進委託事業）                   | 放射性物質の影響が懸念される海面や内水面の水産物のモニタリング調査を実施                  | 原子力災害により放射性物質の汚染が懸念される海面及び内水面（福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、北海道の18都道県及びこれらの都道県内の市町村、漁業者団体等） | 農林水産省 |
| 15 | 放射能測定機器の整備（水産業共同利用施設復旧支援事業）                         | 水産業共同利用施設の復旧・復興に不可欠な機器及び放射能測定器等の整備を支援                 | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県及び養殖施設が被災した者  | 農林水産省 |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。



3 被災者への支援 (4) 放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援

| 番号 | 施策名                              | 施策概要                                | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域） | 担当省庁             |
|----|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------|------------------|
| 1  | 放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施〔再掲〕       |                                     |                      | 環境省              |
| 2  | 除染に係る専門家派遣                       | 除染に係る技術的助言等の情報提供を行うことができる専門家を派遣     | 汚染状況重点調査地域等          | 環境省              |
| 3  | 通学路の線量低減化事業（福島県県民健康管理基金）         | 通学路や局所的に線量が高い場所等の放射線量低減のための活動について支援 | 福島県                  | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 4  | 学校給食の安心・安全の確保（学校給食安心対策事業）〔再掲〕    |                                     |                      | 文部科学省            |
| 5  | 給食用食材の放射性物質検査機器の補助等（安心こども基金）〔再掲〕 |                                     |                      | 厚生労働省            |

(注) これらのほか、「2 除染」、「3 (3) 家庭、学校等における食の安全及び安心の確保」に掲載している施策等も本項目に関する取組として講じている。

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (5) 自然体験活動等を通じた心身の健康の保持

| 番号 | 施策名  | 施策概要  | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域）                    | 担当省庁             |
|----|--|---|---|------------------|
| 1  | 子ども元気復活交付金<br>（福島定住等緊急支援交付金）                         | 公的賃貸住宅の整備や子どもの運動機会の確保のための施設整備の早急な実施を支援                                    | 原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていると認められる地域 | 復興庁              |
| 2  | 遊具の設置や子育てイベントの開催（安心こども基金）                            | 児童館や体育館などへの大型遊具等の設置、移動式の大型遊具を活用した子育てイベント開催支援                              | 福島県                                     | 厚生労働省            |
| 3  | ふくしまっ子体験活動応援事業<br>（福島県県民健康管理基金）〔再掲〕                  |   |   | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 4  | 福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業〔再掲〕                      |   |   | 文部科学省            |
| 5  | 国立青少年教育施設を活用した「リフレッシュ・キャンプ」                          | （独）国立青少年教育振興機構において、被災地の子どもたちの心身の健全育成やリフレッシュのため、国立青少年教育施設で自然体験活動等ができる機会を提供 | 岩手県、宮城県、福島県                             | 文部科学省            |
| 6  | 地域を活用した学校丸ごと子どもの体力向上推進事業                             | 地域の様々な機関等が有する人的資源等を活用することにより、検証改善サイクルを踏まえた学校における子どもの体力向上の取組を推進            | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                    | 文部科学省            |
| 7  | 医師やスポーツトレーナー等の派遣による児童生徒等の精神的ストレスや運動不足の解消（学校保健対策支援事業） | 児童生徒等の精神的ストレスや運動不足を解消するため、医師やスポーツトレーナー等を学校等に派遣し、講話や実技等を実施                 | 福島県                                     | 文部科学省            |
| 8  | 子ども農山漁村交流プロジェクト                                      | 小学校における農山漁村での宿泊体験活動により、都市と農村の交流活発化とともに被災地の子どもたちの豊かな体験を支援                  | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                    | 農林水産省            |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (6) 家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援

| 番号 | 施策名                          | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域）  | 担当省庁         |
|----|------------------------------|--|---|--------------|
| 1  | 緊急スクールカウンセラー等派遣事業            | 被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケア等のため、被災地及び被災した幼児児童生徒を受け入れている学校等にカウンセラーなどを派遣            | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県（災害救助法適用地域）及び被災幼児児童生徒受け入れ都道府県、市区町村 | 文部科学省        |
| 2  | 親を亡くした子ども等への相談・援助事業（安心こども基金） | 子どもの心のケアについては、「安心こども基金」を活用し、児童精神科医の配置や巡回相談、保育士等の子育て支援に関わる方々に対する研修等の取組を支援   | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域  | 厚生労働省        |
| 3  | 被災者の心のケア支援事業（被災地心のケア支援体制の整備） | 保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職により、心の不調を訴える被災者への訪問支援と保健所や市町村の精神保健上の行政サービスの後方支援 | 原則として、岩手県、宮城県、福島県の各県  | 厚生労働省        |
| 4  | 原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置    | 原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等に対し、高速道路の無料措置を実施                              | 福島県中通り・浜通り（原発事故による警戒区域等を除く）及び宮城県丸森町                                   | 復興庁<br>国土交通省 |
| 5  | 心のケア対策推進事業                   | 学校における児童生徒等の心のケアに対する対応の充実を図るため、教職員等を対象とした研修会、シンポジウム、教職員向け指導参考資料の作成等を実施     | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域  | 文部科学省        |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (7) 移動の支援

| 番号 | 施策名                           | 施策概要 | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域） | 担当省庁         |
|----|-------------------------------|------|----------------------|--------------|
| 1  | 原発事故による母子避難者等に対する高速道路無料措置〔再掲〕 |      |                      | 復興庁<br>国土交通省 |

### 3 被災者への支援 (8) 住宅の確保

| 番号 | 施策名                              | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）     | 担当省庁         |
|----|----------------------------------|--|--------------------------|--------------|
| 1  | 子ども元気復活交付金〔再掲〕<br>(福島定住等緊急支援交付金) |  |                          | 復興庁          |
| 2  | 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与（災害救助費等負担金）    | 東日本大震災により住家を失った被災者などに、仮の住まいとして応急仮設住宅の提供        | 災害救助法適用地域の被災者が避難している都道府県 | 内閣府          |
| 3  | 公営住宅への入居の円滑化支援                   | 支援対象地域に居住していた避難者について、新規の避難者を含め、公営住宅への入居の円滑化を支援 | 避難住民を受け入れた自治体            | 復興庁<br>国土交通省 |

### 3 被災者への支援 (9) 就業の支援

| 番号 | 施策名  | 施策概要  | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）                          | 担当省庁  |
|----|--|---|---|-------|
| 1  | 震災等緊急雇用対応事業（重点分野雇用創造事業）                                  | 被災者の一時的な雇用の場の確保のため、自治体による直接雇用や企業・NPOへの事業委託により支援   | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域 | 厚生労働省 |
| 2  | 事業復興型雇用創出事業（雇用復興推進事業）                                    | 将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を実施する事業所での被災者雇用に対し助成  | 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の災害救助法適用地域                 | 厚生労働省 |
| 3  | 被災者雇用開発助成金(特定求職者雇用開発助成金)                                 | 被災離職者等をハローワーク等の紹介で継続して雇用する事業主への助成金支給を実施   | 各都道府県全域                                       | 厚生労働省 |
| 4  | 福島避難者帰還等就職支援事業   | 避難者の多い自治体のハローワークへのコーナー設置、帰還者の雇用促進に資する事業の委託、福島労働局への専門員配置等を実施                                       | 福島県、山形県、埼玉県、東京都、新潟県、大阪府                       | 厚生労働省 |
| 5  | ハローワークにおける職業相談・職業紹介等の就職支援                                | 避難指示区域等から避難している求職者に対し、子育て中の方に対する就職支援を行っているマザーズハローワークを含めた全国のハローワークにおいて、職業相談・職業紹介等の就職支援を実施          | 東日本大震災の被災地域を含めた全国地域                           | 厚生労働省 |
| 6  | 離職者に対する公的職業訓練の実施(離職者等再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進、求職者支援制度等) | 避難している住民の方や帰還する住民の方が、新しい仕事に就くために公共職業訓練や求職者支援訓練を無料で実施。また、一定の要件を満たす場合には、求職者支援制度による訓練期間中の生活支援の給付金を支給 | 被災者が居住している全国地域                                | 厚生労働省 |
| 7  | 生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業（雇用復興推進事業）                          | 高齢者から若者への技能伝承等、モデル性があり将来的な事業の自立による雇用創出が期待される事業を委託により実施(平成24年度までに開始した事業について実施)                     | 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の災害救助法適用地域 | 厚生労働省 |

|    |  |   |   |       |
|----|--|---|---|-------|
| 8  | 震災関連人材育成支援奨励金(成長分野等人材育成支援事業(震災特例・復興関連分)) | 被災者を雇い入れた中小企業事業主が労働者に職業訓練を行う場合の訓練費を助成(平成25年7月10日から受付停止) | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域  | 厚生労働省 |
| 9  | 特用林産施設体制整備事業                             | きのこ等の特用林産物の生産について、放射性物質による被害防止対策等に係る費用を助成               | 福島県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、青森県、岩手県、秋田県、山形県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県<br>の17都県 | 農林水産省 |
| 10 | 被災者向け農の雇用事業                              | 被災農業者や就農を希望する被災者に就業の場を確保するとともに、農業技術等を習得するための研修実施を支援     | 被災者が居住している全国の地域   | 農林水産省 |
| 11 | 農山漁村被災者受入円滑化支援事業                         | 避難生活を余儀なくされている被災農家等に対し、受入れ可能な農山漁村地域に関する情報提供やマッチング支援を実施  | 被災者が居住している全国の地域   | 農林水産省 |
| 12 | 被災者営農継続支援耕作放棄地活用事業                       | 被災農家等が避難先等において荒廃農地を活用して営農活動を再開する場合に、荒廃農地の再生などの一連の取組を支援  | 被災者が居住している全国の地域   | 農林水産省 |
| 13 | 漁業復興担い手確保支援事業                            | 被災した若青年漁業者等の技術習得支援、新規に漁業に就業する者への研修費用の支援を実施              | 北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県   | 農林水産省 |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

### 3 被災者への支援 (10) 地方公共団体による役務の提供を円滑に受け取ることができるようにするための施策

| 番号 | 施策名                     | 施策概要                                | 対象地域(支援対象地域+準支援対象地域) | 担当省庁 |
|----|-------------------------|-------------------------------------|----------------------|------|
| 1  | 避難住民の受入れに伴う経費に対する地方財政措置 | 避難住民の受入れに伴い受入れ団体が負担する経費について特別交付税を措置 | 避難住民を受け入れた自治体        | 総務省  |

3 被災者への支援 (11) 支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策

| 番号 | 施策名                                    | 施策概要  | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域） | 担当省庁 |
|----|--|---|----------------------|------|
| 1  | 全国避難者情報システム等による避難住民と避難元地方公共団体の連絡・情報の提供 | 避難者から提供された所在地等の情報を避難先都道府県を通じて避難元県・市町村に提供することで避難者への各種通知に役立てる | —                    | 総務省  |
| 2  | ICT地域のきずな再生・強化事業（被災地域情報化推進事業）          | 仮設住宅や全国に避難している住民に対し地元地域の行政情報等を迅速に提供等を行う情報通信環境の構築を支援         | 被災者が居住している全国の地域      | 総務省  |
| 3  | 避難住民の受入れに伴う経費に対する地方財政措置〔再掲〕            |   |                      | 総務省  |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

3 被災者への支援 (12) 避難指示区域等から避難している被災者への支援

| 番号 | 施策名                                | 施策概要   | 対象地域   | 担当省庁  |
|----|------------------------------------|--|--|-------|
| 1  | 地域の希望復活応援事業（福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業） | 避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施                   | 原子力被災12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村）等                        | 復興庁   |
| 2  | コミュニティ復活交付金（長期避難者生活拠点形成交付金）        | 長期避難を余儀なくされる避難者に対する災害公営住宅の整備等の基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施                   | 長期避難者を受け入れている市町村のうち、原発避難者向け災害公営住宅を整備することとして生活拠点形成事業計画を作成した受入市町村                      | 復興庁   |
| 3  | 原発事故による避難指示区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置  | 原発事故により政府として避難を指示又は勧奨している区域等に居住していた避難者の一時帰宅等の生活再建に向けた移動を支援する目的で、高速道路の無料措置を実施 | 警戒区域等（制度開始当初、警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定されていた地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域） | 国土交通省 |

|   |                                      |   |   |                |
|---|--------------------------------------|---|---|----------------|
| 4 | 東電による損害賠償の迅速かつ適切な実施のためのサポート          | 東京電力による損害賠償が迅速かつ適切に行われるよう、原子力損害賠償支援機構による資金援助等を実施するとともに、必要に応じ東京電力を指導                         | 被災者が居住している全国の地域   | 経済産業省<br>文部科学省 |
| 5 | 医療保険制度・介護保険制度の特別措置（医療・介護における財政支援）    | 避難指示区域等の被災者（他市町村への転出者を含む）の医療保険・介護保険の窓口負担及び国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料（税）の免除を行った保険者に対する財政支援を実施 | 避難指示区域等（警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域・特定避難勧奨地点（ホットスポット）。既に解除・再編された場合を含む。）    | 厚生労働省          |
| 6 | 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置（障害福祉における財政支援） | 避難指示区域の被災者の障害福祉サービス等の窓口負担免除に要する費用を助成  | 避難指示区域  | 厚生労働省          |
| 7 | 固定資産税・都市計画税・不動産取得税の課税免除等の特例（地方税）     | 避難指示区域等に資産を保有する住民に対し、固定資産税等の地方税の特例を措置   | 避難指示区域、居住困難区域、旧警戒区域   | 総務省            |
| 8 | 自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税等の特例（地方税）       | 旧警戒区域内等で自動車を保有する住民に対し、自動車取得税等の地方税の特例を措置   | 旧警戒区域、自動車持出困難区域（警戒区域であった区域で当該区域から自動車を移動させることが困難であるとして総務大臣が指定して公示した区域） | 総務省            |
| 9 | 地デジチューナー等支援制度（受信機器購入等対策事業費補助事業）      | 地デジチューナー1台を無償給付、地上デジタルテレビ放送の視聴に必要な個別アンテナの工事等に関し経費を給付  | 「緊急時避難準備区域」等の規制区域の設定を受けた地域  | 総務省            |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。



3 被災者への支援 (13) 放射線による健康への影響調査、医療の提供等

| 番号 | 施策名  | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域） | 担当省庁       |
|----|--|--|----------------------|------------|
| 1  | 個人被ばく線量モニタリング運用ガイドライン                                | 個人線量計、ホールボディカウンターを利用した個人被ばく線量モニタリングに当たっての在り方、技術的事項に関するガイドライン   | 福島県及び近隣県             | 環境省        |
| 2  | 基金による、外部・内部被ばく測定等                                    | 福島県民健康管理調査や子育て支援の観点からの医療費の助成等のために活用されている福島県民健康管理基金により、福島県内の子ども等に個人線量計による外部被ばく測定、ホールボディカウンターによる内部被ばく測定を実施するとともに、基金の各事業のフォローアップを実施 | 福島県                  | 環境省<br>復興庁 |
| 3  | 事故初期ヨウ素等短半減期核種による内部被ばくの線量評価調査（原子力被災者健康管理・健康調査等委託事業費） | 半減期が短く現在では測定できない核種による被ばく線量評価について調査・研究  | —                    | 環境省        |
| 4  | 外部被ばく測定のモデル的实施                                       | 個人線量計を利用した外部被ばく線量の測定   | 福島近隣県                | 環境省        |
| 5  | 避難指示解除準備区域等における外部被ばく測定等                              | 避難指示解除準備区域等において個人線量計を利用した外部被ばく線量の測定等   | 避難指示解除準備区域等          | 環境省        |
| 6  | 県民健康管理調査（福島県県民健康管理基金）                                | 福島県民に対し、基本調査、甲状腺検査、健康診査、こころの健康度・生活習慣に関する調査、妊産婦に関する調査を実施等   | 福島県                  | 環境省        |
| 7  | 甲状腺結節性疾患有所見率調査事業（原子力被災者健康管理・健康調査等委託事業費）              | 福島県における甲状腺検査結果の理解促進に資するため、福島県外3県で実施した甲状腺有所見率調査の周知など、福島県における甲状腺検査の理解促進を引き続き支援   | —                    | 環境省        |

|    |                                    |   |     |     |
|----|------------------------------------|---|-----|-----|
| 8  | 福島近隣県を含め、事故後の健康管理に関する検討            | 福島近隣県を含め、事故後の健康管理の現状や課題を把握し、今後の支援の在り方を検討するため、新たに有識者会議を開催  | —   | 環境省 |
| 9  | 被ばく量の観点から必要な医療施策に関する検討             | 被ばく量の観点から、事故による放射線の健康への影響が見込まれ、支援が必要と考えられる範囲（子ども・妊婦の対象範囲や負傷・疾病の対象範囲）を検討するなど、県民健康管理調査や個人線量把握等の結果等を踏まえて、医療に関する施策のあり方を検討 | —   | 環境省 |
| 10 | 質の高い甲状腺医療が受診可能となる診断・医療技術の向上支援      | 甲状腺の精密検査・診断、ヨード内用療法等、質の高い甲状腺医療が受診可能となる、診断・医療技術の向上を支援  | 福島県 | 環境省 |
| 11 | 母乳の放射性物質濃度検査及び新生児聴覚検査（福島県県民健康管理基金） | 母乳による育児の不安解消のための放射性物質検査、母胎へのストレスが胎児に与える影響を検査するための新生児聴覚検査を実施   | 福島県 | 環境省 |

### 3 被災者への支援 (14) その他

| 番号 | 施策名  | 施策概要  | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）   | 担当省庁 |
|----|--|---|--|------|
| 1  | 県外自主避難者等への情報支援事業                                     | 福島県外の避難者に対し、避難元・避難先に関する情報提供、避難者からの相談対応等を行う事業を民間団体を活用して実施  | 県外避難者を多く抱える近隣県及び一定数の県外避難者が存在する遠隔地の大都市圏   | 復興庁  |
| 2  | NPO等の運営力強化を通じた復興支援事業                                 | NPO等が主体となった東日本大震災の被災地の復興や被災者支援を推進するため、NPO等の運営力強化に向けた取組を支援   | 岩手県、宮城県、福島県<br>(被災3県からの避難者が居住する地域を含む)  | 内閣府  |
| 3  | 東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業（東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業） | 女性の悩み・暴力に関する相談窓口を開設し、電話及び面接により相談を受け付けるとともに、相談員が仮設住宅等を訪問するなどして、直接相談を受付                                       | 岩手県、宮城県、福島県  | 内閣府  |
| 4  | 地域づくり支援事業（専門家派遣事業）（地域づくりに関する専門家派遣支援に必要な経費）           | 現地のニーズに応じた形で、まちづくり等に関する各種専門家を長期間を視野に入れて被災地に派遣し、速やかな復興を支援  | 特定被災地方公共団体等（宮城県全県の他、北海道、青森県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県の各道県の一部市町村（178市町村）等）  | 内閣官房 |
| 5  | 少子高齢化・環境対応等復興モデル事業費補助金                               | 「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」としての復興に資する、少子高齢化、環境対応等の分野でのモデル事業の実施を支援  | 特定被災区域（岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県内の一部市町村）                       | 内閣府  |
| 6  | 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構による（医療福祉事業者を含む）事業者の二重債務問題への対応     | 金融機関等からの債権買取や被災事業者に対する出資、事業再生の専門家の派遣等を通じて、震災により被害を受けた中小企業等の再生支援を実施  | 岩手県、宮城県、福島県各全県の他、北海道、青森県、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、新潟県、長野県、群馬県、東京都、静岡県の一部市町村（14都道県、351市町村） | 復興庁  |
| 7  | 個人債務者の私的整理に係る支援事業                                    | 一般社団法人個人版私的整理ガイドライン運営委員会に対して、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の実施における業務（個人債務者による申出の支援等）に関連して、被災された債務者が負担する手続費用等の補助金を給付 | 被災者が居住している全国の地域  | 金融庁  |

|    |   |  |   |       |
|----|---|--|---|-------|
| 8  | 東日本大震災法律援助事業                                  | 日本司法支援センターにおいて、二重債務問題などの法的問題の解決を促進するため、被災者に対し、その資力の状況にかかわらず、弁護士等の無料法律相談や弁護士費用の立替を実施              | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域                      | 法務省   |
| 9  | 日本司法支援センター常勤弁護士の被災地自治体派遣                      | 日本司法支援センターにおいて、日本弁護士連合会と連携し、同センター常勤弁護士を派遣し、被災自治体が復興業務を進める上で直面している法的問題の解決を通じ、被災地の復興を支援            | 宮城県東松島市、気仙沼市、福島県相馬市、浪江町 その他弁護士派遣を要望する被災地域 | 法務省   |
| 10 | 地域コミュニティ復興支援事業（緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）） | 被災者が地域において「絆」やつながりを持ち続けることができるよう、地域において面的な支援を行い、地域コミュニティの復興支援                                    | 被災者が居住している全国の地域                           | 厚生労働省 |
| 11 | 地域支え合い体制づくり事業（地域支え合い体制づくり事業）                  | 地域交流など総合的な機能を有する「介護等のサポート拠点」の運営等、東日本大震災による被災者の生活支援に係る事業に対する財政支援                                  | 岩手県、宮城県、福島県                               | 厚生労働省 |
| 12 | 復興の場面における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地での働きかけ    | 復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけ | 岩手県、宮城県、福島県及び被災3県からの避難者が居住する都道府県等         | 復興庁   |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

4 その他の支援 (1) 低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究等及び成果の普及

| 番号 | 施策名   | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域+準支援対象地域）         | 担当省庁             |
|----|---|--|------------------------------|------------------|
| 1  | 被ばく線量評価調査研究、放射線に対する感受性の研究、放射線リスクの低減や長期被ばくのメカニズム解明に向けた研究 | <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線医学総合研究所において、放射線の健康及び環境への影響に関する研究を進め、科学的データを収集・解析し、国民にわかりやすく発信することにより、放射線利用に対する安心の醸成に貢献するほか、被ばく・汚染患者の診断及び治療に関する研究、複数の放射性核種による内部被ばくの診断・治療に関する研究を実施</li> <li>放射線の健康影響に係る研究調査事業、放射線被ばく線量評価等に関する調査研究事業等を実施（原子力災害影響調査等事業）</li> </ul> | 福島県内の自治体をはじめ、全国の自治体<br><br>— | 文部科学省<br><br>環境省 |
| 2  | ふくしま医療福祉機器開発事業費補助金、国際的先端医療機器開発実証事業費補助金                  | 福島県において、復興計画の重点プロジェクトの1つに位置付けた「医療関連産業の集積」を推進するため、医療福祉機器の製品開発・実証試験に取り組む企業者等の支援を実施   | 福島県                          | 経済産業省            |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。

4 その他の支援 (2) 放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材の養成

| 番号 | 施策名  | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）   | 担当省庁   |
|----|--|--|--|--|
| 1  | <p>保健医療福祉関係者向け研修の実施</p> <p>(講師の育成・派遣等)</p> <p>(研修の企画実行、要請や機会の確保)</p> <p>(放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びにリスクコミュニケーションに係る拠点の設置等)</p> <p>(原子力災害時の医療に関する研修の実施)</p> | <p>政府全体で、原子力被災者をはじめとする国民全般が抱える健康不安への対策を確実かつ計画的に講じることとし、保健医療福祉関係者に対する健康影響等に関する知識や技能を習得するための研修については以下のとおり実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療福祉関係者が今般事故の被災者をはじめとする国民に対して情報を適切に発信できるよう、放射線の健康影響等の専門知識や適切な伝達手法に関する研修を行う講師を育成するため、研修を実施するとともに講師の派遣を行う</li> <li>保健医療福祉関係者用の研修教材の編集への協力及び当該教材を使用した研修を実施する。また、関係団体や地方公共団体に対し、研修を行うよう要請する。さらに、地方公共団体の保健医療福祉従事者に対し、放射線による健康影響等も含む研修の機会を設ける</li> <li>福島県及び県内の市町村並びに福島近隣県の市町村の保健医療福祉関係者、教育関係者及び自治体職員等を対象として、今後の健康相談に対応するため、より専門的な内容について実践的な研修を行う</li> <li>原子力災害時に汚染の可能性のある傷病者への適切な医療対応ができることを目的に、被ばく医療対応、原子力災害時の汚染・被ばく者の医療対応事例の講義及び医療機関での一連の医療対応実習を実施</li> </ul> | <p>東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域</p> <p>東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域</p> <p>福島県、岩手県、宮城県、群馬県、栃木県、茨城県、千葉県</p> <p>東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域</p> | <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p> <p>環境省</p> <p>原子力規制庁</p> |

|   |                                     |  |  |                            |
|---|-------------------------------------|--|--|----------------------------|
| 2 | ホールボディカウンター使用方法・内部被ばく線量評価法に関する研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <li>福島県内及び全国の被ばく医療機関に設置されているホールボディカウンターを定期的に校正し、その際、ホールボディカウンターが設置されている機関の担当者や医療スタッフに対して、ホールボディカウンターの正しい使用方法及び内部被ばくの線量評価法の研修を実施</li> <li>ホールボディカウンターの研修ニーズ等について調査を実施</li> </ul> | <p>福島県内及び被ばく医療機関のある全国の地域<br/>(北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、神奈川県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、大阪府、島根県、鳥取県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県)</p> <p>東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域</p> | <p>文部科学省</p> <p>原子力規制庁</p> |
| 3 | 福島健康管理拠点の緊急整備（福島県県民健康管理拠点の緊急整備）     | 福島県において「放射線医学県民健康管理センター」を整備  | 福島県  | 環境省                        |
| 4 | 福島県立医科大学におけるリスクコミュニケーション拠点の強化       | 福島県立医科大学に開設するリスクコミュニケーションのための講座開設を支援   | 福島県  | 環境省                        |

#### 4 その他の支援 (3) 国際的な連携協力

| 番号 | 施策名                            | 施策概要  | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域） | 担当省庁         |
|----|--------------------------------|---|----------------------|--------------|
| 1  | ウクライナ及びベラルーシとの原発事故後協力合同委員会等の開催 | 原発事故後の対応についてウクライナ及びベラルーシと情報を共有するため、年1回の合同委員会を開催               | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 外務省等<br>関係省庁 |
| 2  | 福島県におけるIAEAとの協力プロジェクト実施        | 福島県における放射線モニタリング及び除染、人の健康、並びに緊急事態の準備及び対応等の分野における各種協力プロジェクトを実施 | 福島県                  | 外務省等<br>関係省庁 |

4 その他の支援 (4) 国民の理解

| 番号 | 施策名                                 | 施策概要   | 対象地域（支援対象地域＋準支援対象地域）  | 担当省庁               |
|----|-------------------------------------|--|-----------------------|--------------------|
| 1  | 健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションの推進         | 国民の低線量放射線の健康影響への不安に対するリスクコミュニケーションを効果的に進めるために、関係省庁間の強力な連携の下、取組をより効果的に推進  | —                     | 復興庁<br>環境省<br>関係省庁 |
| 2  | 福島県立医科大学による福島県民健康管理調査結果の分析・評価及び情報発信 | 福島県県民健康管理拠点の緊急整備において「放射線医学県民健康管理センター」を整備   | 福島県                   | 環境省                |
| 3  | 県民健康管理調査の理解促進                       | 甲状腺検査に関するパンフレット配布や説明会開催等の理解促進に向けた取組を実施   | 福島県                   | 環境省                |
| 4  | 原発事故に関するコールセンター設置                   | 東京電力福島原子力発電所事故の影響により、健康被害や除染、今後の生活再建などについて不安を感じている福島県内の被災住民や、福島県外に避難している福島県民に対して、いつでも相談に応じられるよう、電話相談窓口を設置し、相談内容に応じて関係機関等を紹介するとともに、原子力災害等に関する正しい情報を提供 | 福島県内及び被災者が居住している全国の地域 | 原子力規制庁             |
| 5  | 学校における放射線に関する教育の支援                  | 児童生徒等が放射線に関する科学的な知識を身に付けるとともに、理解を深めることができるよう、学校における放射線に関する教材等の作成・配布や教員に対する研修等の支援を行う  | 各都道府県全域               | 文部科学省              |
| 6  | 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション〔再掲〕       |  |                       | 消費者庁               |
| 7  | インターネットを活用した基準値の周知徹底等               | インターネットを活用した新基準値の周知徹底や、公共施設等における消費者への広報等を通じ、食品中の放射性物質に関する情報の提供を推進  | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域  | 消費者庁<br>関係省庁       |



|    |  |   |                      |                  |
|----|--|---|----------------------|------------------|
| 8  | 法務省の人権擁護機関による人権擁護活動（震災に伴う人権擁護活動の充実強化）                                | 法務局等において被ばくについての風評に基づく差別的取扱い等の人権問題に対する相談、シンポジウムの開催等の啓発活動を実施 | 東日本大震災の被災地域を含めた全国の地域 | 法務省              |
| 9  | 地域における「ふくしま」ブランドの回復活動支援（福島県原子力被害応急対策基金）                              | リスクコミュニケーション機能強化を図るため、甲状腺検査説明会、よろず健康相談会等を開催                 | 福島県                  | 内閣府原子力被災者生活支援チーム |
| 10 | 放射線による健康不安の軽減等に資する人材育成事業及び住民参加型プログラム等の実施並びにリスクコミュニケーションに係る拠点の設置等〔再掲〕 |   |                      | 環境省              |

※二重線より上は基本方針本文に記載されている施策。